

## 公共工事の中間前金払に関する事務取扱要領

(趣旨)

**第1条** この要領は、境港市建設工事執行規則（平成23年境港市規則第12号）第59条第2項の規定に基づく前金払（以下「中間前金払」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

**第2条** 中間前金払は、1件の請負代金の額が100万円以上の土木建築に関する工事（土木建築に関する工事の設計及び調査並びに土木建築に関する工事の用に供することを目的とする機械類の製造を除く。）であって、原則として年度内に完成する工事に係るものを対象とするが、繰越明許費に指定された経費による工事及び翌年度にわたって債務を負担することとした工事についても対象とする。

(対象となる経費の範囲及び支出要件)

**第3条** 公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第5条の規定に基づき登録を受けた保証事業会社（以下「保証事業会社」という。）の保証に係る公共工事のうち、次に掲げる要件に該当するものに係る当該工事の材料費等（地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）附則第3条第1項に規定する材料費等に該当するものに限る。）に相当する額として必要な経費については、当該経費の4割を超えない範囲内で既にした前金払に追加して、当該経費の2割を超えない範囲内に限り中間前金払をすることができる。

- (1) 工期の2分の1を経過していること。
- (2) 工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。
- (3) 既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が、請負代金の額の2分の1以上の額に相当するものであること。

(中間前金払の額)

**第4条** 中間前金払をすることができる額は、請負代金の額の10分の2以内とする。ただし、第6条に基づく中間前金払に係る認定請求があった時点において、請負代金の額が増額又は減額となる変更契約を締結している場合にあつては、次の各号に定める範囲内とする。

- (1) 請負代金の額が増額となる変更契約を締結している場合にあつては、契約変更後の請負代金の額の2割を超えない範囲内とする。
- (2) 請負代金の額が減額となる変更契約を締結している場合にあつては、契約変更後の請負代金の額に10分の6を乗じて得た額から、既にした前金払の額を差し引いて得た額を超えない範囲内とする。

(債務負担行為に係る特例)

**第5条** 受注者は、債務負担行為に係る契約分については、その出来高予定額が当該年度内に支出できる見込みのものについて、当該出来高予定額を対象として中間前金払の請求をすること

ができる。

(中間前金払の認定請求)

**第6条** 中間前金払を請求しようとする受注者は、中間前金払に係る認定請求書(様式第1号)を作成し、建設工事請負契約約款第11条に基づく工事履行報告書(中間前金払に係る認定請求日現在のもの)を添えて、当該工事の予算の執行を所管する課(以下「契約担当課」という。)に提出しなければならない。

2 前項に定める書類(以下「提出書類」という。)の提出があった場合において、契約担当課と工事の施工を担当する課(以下「工事担当課」という。)が異なる場合は、契約担当課は直ちに提出書類を工事担当課に送付するものとする。

(中間前金払の認定)

**第7条** 工事担当課の長(以下「認定権者」という。)は、提出書類等に基づき、受注者が第3条に掲げる要件を満たしていることを調査するものとする。この場合において、当該契約が債務負担行為に係るものであるときは、第3条の「工期」を「当該会計年度の工事実施期間」と、「工程表により工期の2分の1を経過」を「工程表により当該会計年度の工事実施期間の2分の1を経過」と、「既に行われた当該工事」を「既に行われた当該会計年度における工事」と、「請負代金の額の2分の1以上の額」とあるのは「当該会計年度における出来高予定額の2分の1以上の額」と読み替えるものとする。

2 前項の調査において、第3条第3号の認否を判断するにあたっては、次の各号に留意し行うものとする。

(1) 進ちよく額は、認定の請求があった時点における出来高を工事履行報告書により確認し、これに請負代金額を乗じて得た額とする。

(2) 工事現場に搬入された検査済みの工事材料があるときは、これに相応する請負代金相当額を出来高に含めることができるものとする。

(3) 設計図書の変更指示により、新規工種等の追加指示が行われている場合は、これに係る契約書の変更がされていないときであっても、当該新規工種等の出来高を認定対象とすることができるものとする。この場合において、受注者は、工事履行報告書に当該新規工種等の出来高を適切に記載するものとする。

(4) 前号の規定に基づき、新規工種等の出来高を認定対象とする場合は、次式により出来高を計算するものとする。ただし、変更指示分に含めることができるものは、既に変更指示に係る文書が発行されたものに限る。

$$\text{出来高(\%)} = \frac{\text{既契約内容の出来高に相応する額} + \text{変更指示分の出来高に相応する額}}{\text{請負代金額}}$$

(5) 新規工種等に係る出来高を認定対象とする出来高に含めることは、受注者が出来高計算に用いた単価、数量等を発注者として確認したことを意味するものではなく、契約書の変更に係る協議等において留意すること。

3 認定権者は、工事履行報告書に記載された出来高の数値等に疑義がある場合には、これに係る資料の提示を受注者に求めることができる。

4 認定権者は、認定の請求があったときは、請負者から提出された工事履行報告書又は疑義が

あるとして求めたその他資料について、内容の不備若しくは提出の遅滞があった場合又は連休期間前その他特別の事情がある場合を除き、当該請求を受けた日から7日以内に、第1項による調査の結果を契約担当課に報告するものとする。

- 5 契約担当課は、前項の報告を受けた後、その結果を中間前金払に係る認定調書（様式第2号）によって受注者に遅滞なく通知するものとする。

（中間前金払の請求等）

**第8条** 中間前金払を行うことについて認定を受けた受注者が中間前金払を請求しようとするときは、保証事業会社の前払金保証証書を寄託するとともに、請求書を契約担当課に提出しなければならない。

- 2 受注者は、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法を用いて発注者が認めた措置を講ずることにより、前項の規定による保証契約の証書の寄託に代えることができる。この場合において、受注者は、当該保険証書を寄託したものとみなす。

- 3 契約担当課は、第1項の請求を受けた日から14日以内に中間前金払がされるよう手続きをしなければならない。

（部分払に対する中間前金払の優先）

**第9条** 中間前金払の対象となる工事については、中間前金払と部分払を併用できるものとする。ただし、部分払の請求を行った後、さらに中間前金払の請求はできないものとする。

- 2 債務負担行為に係る契約においては、前項の規定を会計年度ごとに適用する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年1月1日から施行する。

## 中間前金払に係る認定請求書

工 事 名	
工 事 場 所	
工 期	年 月 日 ~ 年 月 日
契 約 金 額	
契 約 年 月 日	年 月 日

上記の工事について、建設工事請負契約約款第 34 条第 5 項に基づいて、中間前金払の認定を請求します。

年 月 日

境港市長 様

(受注者) 住 所  
商号又は名称  
代表者氏名

## 中間前金払に係る認定調書

工 事 名	
工 事 場 所	
工 期	年 月 日 ~ 年 月 日
契 約 金 額	
契 約 年 月 日	年 月 日
支 払 限 度 額	
摘 要	

上記の工事について、その進ちよくを調査したところ、中間前金払をすることができる要件を具備していることを認定する（上記理由により認定しない）。

年 月 日

様

境港市長